

石川県公報

令和元年12月3日

第13262号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
○生活保護法に基づく指定介護機関の居宅介護事業所の廃止の届出 (厚生政策課)	1	○随意契約の相手方等	(警察本部) 3
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の居宅介護事業所の廃止の届出 (同)	1	○入札公告	(危機対策課) 3
○漁船損害等補償法に基づく加入区指定の一部改正 (水産課)	1	○土地改良区の定款変更認可公告	(農業基盤課) 5
○漁船損害等補償法第112条第1項の規定による加入区の指定の廃止 (同)	2	教育委員会	
○急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課)	2	○石川県教育職員免許法令施行細則の一部を改正する規則	5
		選挙管理委員会	
		○政治団体の届出の公表	5
		○政治団体の解散の届出の公表	6
		○資金管理団体でなくなった旨の届出の公表	6

告 示

石川県告示第257号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり居宅介護事業所を廃止した旨の届出があった。

令和元年12月3日

石川県知事 谷本正憲

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
医療法人社団 悠輝会	野々市市郷2丁目220番地	悠輝会訪問看護ステーション かがやき	野々市市郷2丁目220番地	令和元年11月30日

石川県告示第258号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり居宅介護事業所を廃止した旨の届出があった。

令和元年12月3日

石川県知事 谷本正憲

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
医療法人社団 悠輝会	野々市市郷2丁目220番地	悠輝会訪問看護ステーション かがやき	野々市市郷2丁目220番地	令和元年11月30日

石川県告示第259号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第4項の規定により、漁船損害等補償法に基づき指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が発生する加入区の指定（昭和35年石川県告示第560号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

令和元年12月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

表中	珠洲中央	石川県珠洲市飯田町	を
		〃 野々江町	
		〃 上戸町	
		〃 熊谷町	

「

すず	石川県珠洲市一円
----	----------

」に改め、同表蛸島の項、宝立町の項、珠洲北部の項及び狼煙の項を削る。

石川県告示第260号

漁船損害等補償法第112条第1項の規定による加入区の指定（昭和49年石川県告示第543号）及び漁船損害等補償法第112条第1項の規定による加入区の指定（平成5年石川県告示第408号）は廃止し、公表の日から施行する。

令和元年12月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県告示第261号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和元年12月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 市原1号急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次直線で結んだ線並びに標柱6号及び標柱1号を直線で結んだ線により囲まれた区域

標 柱 の 所 在 地				標柱番号
白山市	市原	丁	49番2	1号
〃	〃	戊	104番	2号
〃	〃	〃	103番	3号
〃	〃	〃	72番	4号
〃	〃	イ	61番1	5号
〃	〃	〃	62番	6号

（当該指定に係る関係図面は、石川県土木部砂防課及び石川県石川土木総合事務所建設課に備え置いて縦覧に供する。）

2 市原3号急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次直線で結んだ線並びに標柱8号及び標柱1号を直線で結んだ線により囲まれた区域

標 柱 の 所 在 地				標柱番号
白山市	市原	ル	30番	1号
〃	〃	〃	32番	2号
〃	〃	〃	1番1	3号
〃	〃	〃	〃	4号
〃	〃	イ	6番	5号
〃	〃	〃	8番1	6号

〃	〃	〃	9番・10番合併	7号
〃	〃	口	26番1	8号

(当該指定に係る関係図面は、石川県土木部砂防課及び石川県石川土木総合事務所建設課に備え置いて縦覧に供する。)

3 岡本急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱3号までを順次直線で結んだ線並びに標柱3号及び標柱1号を直線で結んだ線により囲まれた区域

標 柱 の 所 在 地				標柱番号
輪島市	山岸町	参七部	28番1	1号
〃	〃	四〇部	8番	2号
〃	〃	り	47番	3号

(当該指定に係る関係図面は、石川県土木部砂防課及び石川県奥能登土木総合事務所河川砂防課に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第262号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける特定調達契約につき、一般競争入札を実施したところ落札者がなく、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり随意契約の相手方等について告示する。

令和元年12月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 随意契約に係る物品等の名称、数量及び調達方法
石川県警察情報セキュリティ対策システム賃貸借 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県警察本部警務部会計課
金沢市鞍月1丁目1番地
- 随意契約の相手方を決定した日
令和元年10月25日
- 随意契約の相手方の名称及び所在地
株式会社石川コンピュータ・センター
金沢市無量寺町ハ6番地1
- 随意契約に係る契約金額
39,375,600円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 一般競争入札の公告を行った日
令和元年8月13日
- 随意契約の理由
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定に該当するため

公 告

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和元年12月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務名
石川県総合防災情報システム利用携帯端末更新業務
 - (2) 仕様等
仕様書(別添)による
 - (3) 履行期間
契約締結日から令和2年2月28日まで
 - (4) 場所
仕様書(別添)に記載のとおり
 - (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 平成31年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(平成31年石川県告示第126号)に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。業種はコンピュータ関連業務類、電気機器類、A等級であること。
 - (3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。
 - (4) 石川県内に本社、支社又はサービス拠点があること。
- 3 入札説明書の交付場所等
- (1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県危機管理監室危機対策課防災システムG 電話番号 076-225-1483
 - (2) 入札説明書の交付方法
(1)の交付場所において交付
 - (3) 入札書の受領期限
令和元年12月17日(火)午前11時(郵送の場合は書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の場所とする。)
 - (4) 開札の日時及び場所
令和元年12月17日(火)午後2時
金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎603会議室
- 4 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金及び契約保証金
免除
 - (3) 無効の入札書
この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。
 - (4) 契約書の要否
要
 - (5) 落札者の決定方法
石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
 - (6) その他
詳細は、入札説明書による。

土地改良区の定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

令和元年12月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

土地改良区の名称	認可年月日
河北台土地改良区	令和元年11月25日

教育委員会

石川県教育職員免許法令施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月三日

石川県教育委員会

石川県教育委員会規則第八号

石川県教育職員免許法令施行細則の一部を改正する規則

石川県教育職員免許法令施行細則(昭和四十二年石川県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。
様式第三号を次のように改める。

様式第3号(第11条関係)

誓約書

私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までに定める者に該当しないことを誓約します。

教育職員免許法第5条第1項

- 禁錮以上の刑に処せられた者
- 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

年 月 日

氏名 印

備考 誓約者本人が署名する場合、押印を省略することができる。

附 記

この規則は、令和元年十一月十四日から施行する。

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第113号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和元年12月3日

石川県選挙管理委員会

(政党の支部)

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党石川県 金沢市第十二支部	長 田 哲 也	田 村 政 博	金沢市松村1-7 プラ ザーハイツ205号	令和元年10月10日
自由民主党石川県 医師会支部	安 田 健 二	石 丸 正	金沢市鞍月東2丁目48番 地	令和元年10月11日

(政党の支部以外のその他の政治団体)

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
こまち実後援会	小 町 実	小 町 実	河北郡津幡町横浜い27- 12	令和元年10月17日
市民の声ネットワーク	津 田 太加志	西 川 英 伸	七尾市郡町1-38-2	令和元年10月21日
和 幸 会	津 田 太加志	西 川 英 伸	七尾市郡町1-38-2	令和元年10月21日
西川ひでのぶ後援会	津 田 太加志	西 川 英 伸	七尾市郡町1-38-2	令和元年10月21日

石川県選挙管理委員会告示第114号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年12月3日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部)

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党石川県文教振興支部	柳 生 博 之	平成30年12月31日
国民民主党石川県参議院選挙区第1総支部	田 邊 徹	令和元年9月26日
自由民主党石川県松任市・石川郡西部第二支部	吉 崎 吉 規	令和元年9月30日

(政党の支部以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
清 水 邦 彦 後 援 会	清 水 邦 彦	平成30年12月31日
田 辺 と お る 後 援 会	一 川 保 夫	令和元年9月26日
石 井 み ど り 石 川 県 後 援 会	飯 利 邦 洋	令和元年10月1日

石川県選挙管理委員会告示第115号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、その届出をした者の氏名等を次のとおり公表する。

令和元年12月3日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(法第19条第3項第2号による届出)

資金管理団体の届出 をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体で なくなった年月日
清 水 邦 彦	清 水 邦 彦 後 援 会	平成30年12月31日